

京都市告示第 226 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、当該施設を供用しない日の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成19年9月28日

京都市長 榎本 頼 兼

平成19年10月1日（月）から平成19年10月31日（水）までを、メインプール及び飛込みプールを供用しない日とする。

（理由）

当該施設のアイススケートリンクへの転換工事及びアイススケートリンクの供用準備を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）